

企業立地促進条例のご案内 (テナント本社・研究所編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定地域において一定の条件を満たす事業計画を実施する方に対して法人市民税（法人税割額）の軽減を行っています。

対象期間：2021年4月1日から2024年3月31日まで
(上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。)

1 対象地域及び産業 (「5 特定地域の範囲」参照)

- ①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑤港北ニュータウン地域
⑥京浜臨海部地域 ⑦臨海南部工業地域

(①～⑤の地域は全ての分野、⑥、⑦の地域は、環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、製造業が対象分野です。)

2 支援内容

法人市民税法人税割額（最大1億円／1事業年度）を5年又は3年間軽減します(※1)

(※1)軽減対象期間は、表1のとおり直近の事業年度の経常利益や設置する本社等の従業者数により異なります。
軽減額については表2をご覧ください。

表1 支援内容（軽減対象期間に開始する事業年度が「対象事業年度」となります）

経常利益 (詳細は「3 認定要件 要件③」 をご覧ください)	設置する本社等の従業者数 (詳細は「3 認定要件 要件②」 をご覧ください)	軽減対象期間	上限額
直近3年間で計2億円以上、 または1年間で1億円以上 (以下「特定基準経常利益事業者」 といます。)	100人以上 (以下「100人型立地」といいます。)	5年間	1億円/年
	50人以上100人未満 (以下「50人型立地」といいます。)	3年間	
直近3年間で計1億円以上、 または1年間で0.5億円以上 (以下「基準経常利益事業者」とい います。)	50人以上 (以下「50人型立地」といいます。)		

表2 法人税割額から控除する額（控除額）／1事業年度あたり

立地内容	控除額算定基準額(※2)	控除額
100人型立地	1,400,000円以下	0円
	1,400,001円以上100,000,000円以下	控除額算定基準額(100円未満切り上げ)
	100,000,001円以上	100,000,000円
50人型立地	700,000円以下	0円
	700,001円以上100,000,000円以下	控除額算定基準額(100円未満切り上げ)
	100,000,001円以上	100,000,000円

(※2) 控除額算定基準額 (対象事業年度の末日が軽減対象期間終了後に到来する場合は、月割計算)

$$\text{① 法人税割額} \times \frac{\text{③ 新たに設置した本社等の従業者数} - \text{④ 市長が決定する人数}}{\text{② 横浜市内の事務所等(※3)の全従業者数}}$$

- ① 法人税割額
横浜市に申告納付する対象事業年度の法人市民税法人税割額です。
- ② 横浜市内の事務所等の全従業者数
横浜市に設置する事務所等の従業者の人数の合計です。
- ③ 新たに設置した本社等の従業者数
当制度の対象となる(認定を受けた)新たに設置した本社等の従業者の人数です。
- ④ 市長が決定する人数
市内の事務所等から新たに設置した本社等へ異動した従業者の人数などです。

(※3) 事務所等 地方税法第321条の8第1項に規定する事務所又は事業所をいいます。

【市民雇用助成】市民雇用の実績に応じてさらに助成金が上乘せされます。
(詳細は「市民雇用・市内発注 編」のリーフレットをご覧ください。)

3 認定要件

次の要件を満たす事業者は、事業計画を申請後、「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約」を締結し、認定された場合に支援を受けることができます。

事業計画については、事業実施による経済波及効果などを審査し、横浜経済の活性化に寄与すると認められる場合に認定します。

- 要件① 家屋（建物）を賃借して本社等を設置すること
- 要件② 本社等の従業者数が一定以上の規模となること
- 要件③ 経常利益の額が一定額以上であること

要件① 家屋（建物）を賃借して本社等を設置すること

(1) 本社等の設置

- ・ 次の本社等の定義に該当する事業所を設置するために、家屋を賃借することをいいます。
- ・ 設置する本社等は、申請者の中枢部門に属する従業者（以下「中枢部門の従業者」といいます。）の人数が 50 人以上（50 人型立地の場合は 25 人以上）、かつ、中枢部門の従業者と付随部門に属する従業者の人数の合計が 100 人以上（50 人型立地の場合は 50 人以上）であることが必要です。（詳細は要件②のとおり）

<本社等の定義>

中枢部門	総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門
付随部門	中枢部門に付随する支店・営業所等、データセンター及びコールセンター等

(2) 家屋の賃借

- ・ 新たに家屋を賃借することが必要です。当条例の認定を受けたビルに関係会社が入居する場合や、賃貸借契約を締結せずに関係会社の事業所に同居する場合は、対象となりません。

要件② 本社等の従業者数が一定以上の規模となること

次の従業者数の要件を満たすことが必要です。なお、表中 100 人型立地の場合の「100 人以上」の要件については、そのうち 50 人以上が、50 人型立地の場合の「50 人以上」の要件については、そのうち 25 人以上が中枢部門の人数であることが必要です。

<従業者数の要件>

立地の形態	従業者数の要件（※4） （○は 100 人型立地、●は 50 人型立地）
A 初本社等設置 ◇横浜市内に本社等を設置していない場合（判定期間中に本社等を設置していた場合又は市内に本社等を設置していた法人と合併・分割をした場合を除く。）において、本社等を設置する場合	○100 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 100 人以上 ●50 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 50 人以上
B 拡張本社等設置① ◇対象地域（1 ページ参照）に設置している本社等を拡張して設置する場合（ <u>1</u> 及び <u>2</u> を満たす場合に限り。）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">1</div> ○100 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 100 人以上 ●50 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 50 人以上 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">2</div> ○100 人型立地の場合 既存の本社等（※5）の従業者数から 100 人以上増加、かつ、既存の本社等の従業者数の 2 倍以上となること ●50 人型立地の場合 既存の本社等の従業者数から 50 人以上増加、かつ、既存の本社等の従業者数の 2 倍以上となること

<p style="text-align: center;">B 拡張本社等設置②</p> <p>◇横浜市内（当制度の対象地域を除く。）に設置している本社等を拡張して設置する場合</p> <p>◇申請日に横浜市内に本社等を設置しておらず、かつ、次のいずれかに該当する場合において、本社等を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定期間中に市内に本社等を設置していた ・判定期間中に市内に本社等を設置していた法人と合併・分割をした（1及び2を満たす場合に限り。） 	1
	<p>○100人型立地の場合 設置する本社等の人数が100人以上</p> <p>●50人型立地の場合 設置する本社等の人数が50人以上</p>
	2
	<p>○100人型立地の場合 既存の本社等の従業者数から100人以上増加すること</p> <p>●50人型立地の場合 既存の本社等の従業者数から50人以上増加すること</p>

※4 従業者は、二以上の市町村に事務所等を有する法人が市民税を申告納付する場合の課税標準の分割に係る従業者（地方税法第321条の13第2項に規定する従業者）と同じ意義です。

（正社員のほか、非常勤の者（アルバイト、パート）、重役、顧問、派遣労働者等を含みます。）

※5 「既存の本社等」とは、事業用家屋の自己所有・賃借等の別を問わず、横浜市内に本社等を設置している場合が該当します。なお、市内に事業拠点がある場合においても、工場や営業所など本社等以外の事務所等である場合には、初本社設置となります。

（従業者数要件による「対象/対象外の判定」の例）

■特定基準経常利益事業者の場合

	横浜市内の本社等		申請要件の判定
	申請前	申請後	
A	(本社等なし)	対象地域 新本社等 150人	○
	(本社等なし)	対象地域 新本社等 50人	100人型立地 × 本社等の従業者が100人未満 50人型立地 ○
B①	対象地域 既存本社等 150人	○ 300人 ≥ 既存本社等従業者数150人+100人 ○ 300人 ≥ 既存本社等従業者数150人×2 対象地域 新本社等 300人	100人型立地 ○ (※6)
	対象地域 既存本社等 150人	○ 250人 ≥ 既存本社等従業者数150人+100人 × 250人 < 既存本社等従業者数150人×2 対象地域 新本社等 250人	× 既存本社等従業者数の2倍未満
B②	対象地域以外の市域 既存本社等 150人	○ 250人 ≥ 既存本社等従業者数150人+100人 対象地域 新本社等 250人	100人型立地 ○ (※6)
B②	対象地域以外の市域 被承継法人本社等 200人	○ 250人 < 既存本社等従業者数200人+50人 対象地域 新本社等 250人	100人型立地 × 被承継法人本社等従業者数から増加した人数が100人未満 50人型立地 ○

(※6) 100人型立地の要件を満たす場合、任意で50人型立地を選択することはできません。

■ 基準経常利益事業者の場合

	横浜市内の本社等		申請要件の判定
	申請前	申請後	
A	(本社等なし)	対象地域 新本社等 50人	○
	(本社等なし)	対象地域 新本社等 30人	✗ 本社等の従業員が50人未満
B①	対象地域 既存本社等 150人	○ 300人 ≥ 既存本社等従業員数 150人 + 50人 ○ 300人 ≥ 既存本社等従業員数 150人 × 2 対象地域 新本社等 300人	○
	対象地域 既存本社等 150人	○ 200人 ≥ 既存本社等従業員数 150人 + 50人 ✗ 200人 < 既存本社等従業員数 150人 × 2 対象地域 新本社等 200人	✗ 既存本社等従業員数の2倍未満
B②	対象地域以外の市域 既存本社等 150人	○ 200人 ≥ 既存本社等従業員数 150人 + 50人 対象地域 新本社等 200人	○
B②	対象地域以外の市域 被承継法人本社等 200人	✗ 230人 < 既存本社等従業員数 200人 + 50人 対象地域 新本社等 230人	✗ 被承継法人本社等従業員数から増加した人数が50人未満

要件③ 申請者の経常利益の額(※7)が一定額以上であること

■ 特定基準経常利益事業者の場合、基準1又は基準2に掲げる額のいずれかを満たすことが必要です。

基準1	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の経常利益(損失)の額の合計	2億円以上
基準2	申請日の前の事業年度の経常利益の額	1億円以上

■ 基準1又は基準2を満たさない場合、下記基準3又は基準4に掲げる額のいずれかを満たす場合は、基準経常利益事業者に該当します。(任意で選択することはできません。)

基準3	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の経常利益(損失)の額の合計	1億円以上
基準4	申請日の前の事業年度の事業年度の経常利益の額	5,000万円以上

- ・ 経常利益(損失)の額は、申請者(単体)の額です。
- ・ 3事業年度の経常利益(損失)の額の合計の算出例は次のとおりです。

(例) 3年度前	△5億円	3年度前	△3億円	3年度前	6.5億円
2年度前	△3億円	2年度前	△3億円	2年度前	△5億円
1年度前	1億円	1年度前	0.5億円	1年度前	0.5億円
計	△7億円	計	△5.5億円	計	2億円
	↓		↓		↓
	○		○		○
	基準2に合致		基準4に合致		基準1に合致

(※7) 経常利益の額を算定しない会計基準を採用している場合

申請者が、国際会計基準その他経常利益の額を算定しない企業会計の基準を採用している場合は、申請日の前の事業年度以前の税引前利益の額が、次に掲げる基準を満たしていることが必要です。

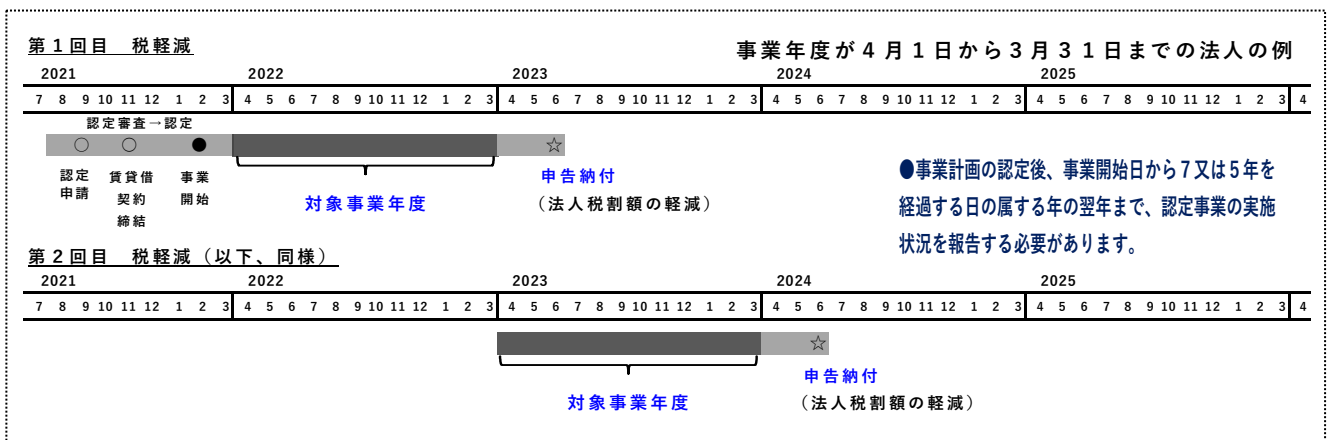
■特定基準経常利益事業者の場合、基準1及び基準2に掲げる額のいずれも満たすことが必要です。

基準1	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の税引前利益(損失)の額の合計	2億円以上
基準2	申請日の前の事業年度の税引前利益の額	1億円以上

■基準1及び基準2を満たさない場合、下記基準3及び基準4に掲げる額のいずれも満たす場合は、基準経常利益事業者に該当します。(任意で選択することはできません。)

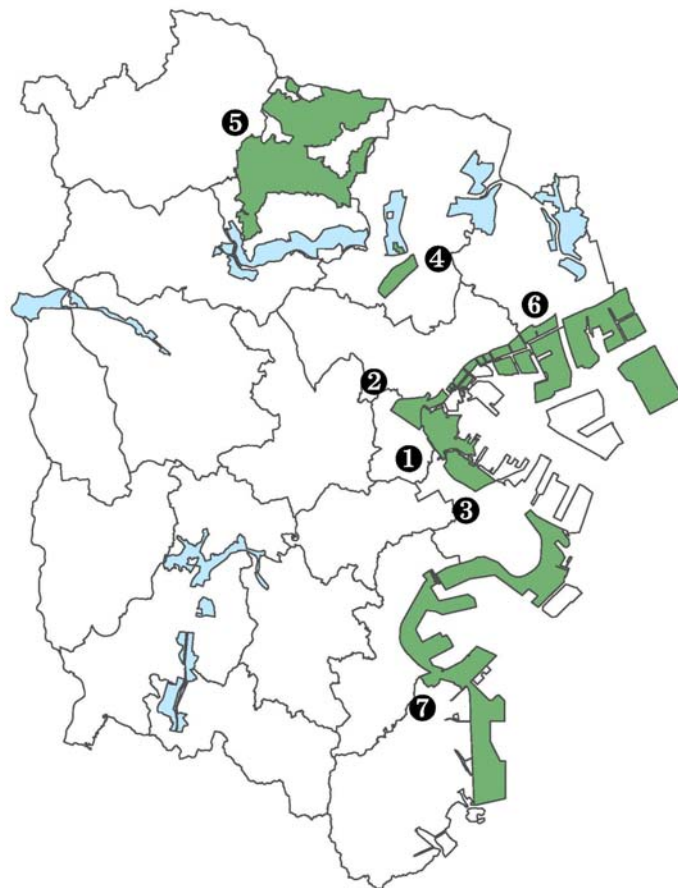
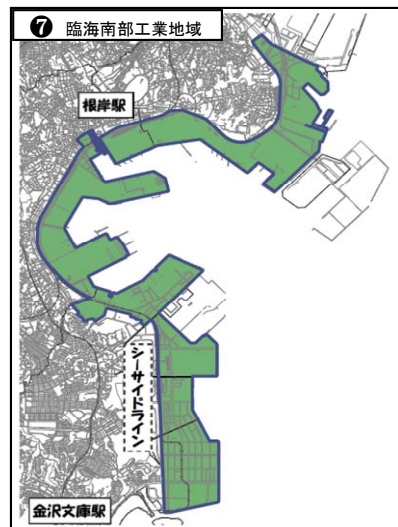
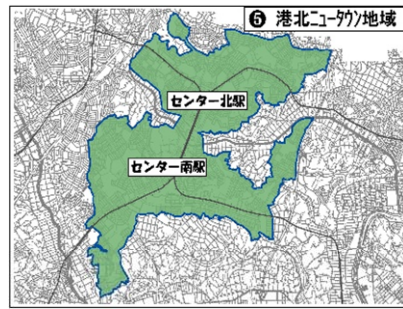
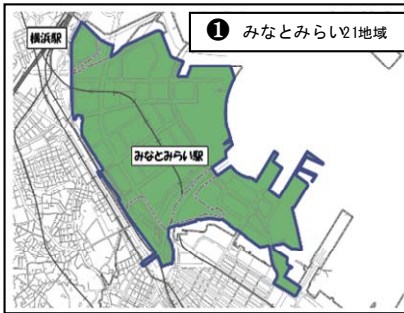
基準3	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の税引前利益(損失)の額の合計	1億円以上
基準4	申請日の前の事業年度の税引前利益の額	5,000万円以上

4 手続きの流れ等



- ◇本社等を設置する家屋の「賃貸借契約の締結日」の6か月前から前日までに申請することが必要です。
- ◇認定を受けるには「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約（以下「事業の継続等に関する契約」といいます。）」の締結が必要です。「事業の継続等に関する契約」とは、事業開始日から7年（50人型立地の場合は5年）の間の認定を受けた事業計画に基づく事業（以下「認定事業」といいます。）の継続や、認定事業を継続できなかった場合の違約金等を定めた契約です。
- ◇認定事業が行われていない場合や認定事業を廃止した場合は、原則として、認定を取り消します。
- ◇新たに設置した本社等の従業者の人数から市長が決定する人数を控除した人数が100人（50人型立地の場合は50人）を下回った事業年度（当該事業年度の末日における従業者の人数で判定します。）は、軽減を受けることができません。

5 特定地域の範囲



<お問い合わせ先>

横浜市 経済局 企業誘致・立地課 TEL : 045-671-2594
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/support/>

